

公共労速報 No.223

2015年8月14日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL03-3872-6175

年休取得キャンペーン始まる！ ～毎月プラス1日の年休を申請しよう～



公共労では、年休の取得率最低60%以上を目指し、勤務表作成時に年休を最低1日申請しようというキャンペーンを、この9月、10月、11月の3ヶ月間実施します。

各支部では組合員へのお知らせや討議、病院にキャンペーン実施の申し入れや、実際に9月の勤務表作成時に年休を申請するなど動きが始まっています。

すでに病院側に申し入れたところでは概ね理解が得られており、9月の勤務表に年休を組み込んでもらったという反応もあります。組合員からは「業務が益々忙しくなるのでは」「人員が足りなくて取得できそうにない」など不安な声があがる一方、「忙しくなるのはお互い様」「キャンペーンを機に申請し易くなりそう」と前向きな議論もされています。四国支部では年休申請の必要性和共に、交替勤務者向けに申請の書き方のレクチャーもしているそうです。病院ごと部署ごと、また一人一人置かれている状況は様々だと思います。ぜひ、不安な思いも出し合って年休申請をする意味を支部のみなさんで議論してキャンペーンを成功させましょう！

本部にも申し入れに行きました



本部窓口「年休取得キャンペーン」の実施に伴う申し入れを行いました。

いまだに「年休は自分のために取るものではない」と言っている師長がいることや、病休を年休にされてしまう状況があることを紹介。「今の人員でも取れないはずはない。取らないことが常態化している状況を変えていきたい。今後、年休の計画付与の協定も視野に入れている。」とし、職員からの年休申請を正当な理由なく拒否しないこと、年休の申請・取得をした職員に対して不利益な取扱いをしないこと、など各病院に対して指導するように申し入れました。また、ある病院では公休も取れていない状況があることを伝え、本部としても実態把握に努めてほしいことも併せて申し入れました。

年休取得キャンペーンの取り組み状況を教えてください。キャンペーン期間中、お互いの悩みや苦労している点、また知恵や工夫を持ち寄って、より実効ある取り組みにしていきましょう(^^)／